

別紙 被告物件目録

|      |               |
|------|---------------|
| 製品名  | 「スマートブレス金具」   |
| 型式番号 | 1-1 SWB-30    |
|      | 1-2 SWB-40    |
|      | 2-1 IN-SWB-30 |
|      | 2-2 IN-SWB-40 |

## 被告製品説明書

本件特許発明 1 乃至 3 との関係で、被告製品を次のとおり説明する。

## 記

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 製品名  | 「スマートブレス金具」             |
| 型式番号 | 「SWB-30」(被告製品 1 の 1)    |
|      | 「SWB-40」(被告製品 1 の 2)    |
|      | 「IN-SWB-30」(被告製品 2 の 1) |
|      | 「IN-SWB-40」(被告製品 2 の 2) |

## 1 図面の説明

- 図 1 被告製品 1 の 1 の使用状態を示す正面図 (写真)
- 図 2 被告製品 1 の 1 を裏側から見た斜視図 (写真)
- 図 3 被告製品 1 の 1 の分解斜視図 (写真)
- 図 4 被告製品 2 の 1 の正面図 (写真)
- 図 5 被告製品 2 の 1 を裏側から見た斜視図 (写真)

## 2 被告製品 1 の 1 の構成の説明

図 1 に示すように、被告製品 1 の 1 は、吊設機器の揺れ止め用交差連結具 1 であって、交差する 2 つの仮想平面の交線に沿う状態で配設される構造体から垂設される吊ボルト 5 と、吊ボルト 5 に対する交差姿勢で 2 つの仮想平面のそれぞれに沿って配置される 2 本のブレースボルト 6, 6 とを連結するものである。

この交差連結具 1 は、吊ボルト 5 を保持する第一保持部 2 と、ブレースボルト 6, 6 を保持する一对の第二保持部 3, 3 とを備えている。一对の第二保持部 3, 3 は、枢支締結ボルト 4, 4 により、第一保持部 2 に対して回動自在に連結されている。

図 2 及び図 3 に示すように、第一保持部 2 は、A 部材 2 1 と、この A 部材 2 1 に固定される第一保持板部 2 2 と、これらを締結固定する

締結ボルト 2 3, 2 3 とを有して構成されている。A 部材 2 1 及び第一保持板部 2 2 は、いずれも、帯状の金属薄板を屈曲ないし湾曲させて形成されている。そして、A 部材 2 1 は、中央部分で全体として略直角をなすように屈曲された L 字状に形成されている。L 字状の A 部材 2 1 は、中央部分の屈曲部の内面において、部分的に吊ボルト 5 の外周に沿って、当該吊ボルト 5 を包囲している。第一保持板部 2 2 は、部分的に吊ボルト 5 の外周に沿って、当該吊ボルト 5 を包囲する湾曲された包囲部 2 2 2 を有している。

図 2 及び図 3 に示すように、A 部材 2 1 には、吊ボルト 5 を保持する中央部分に対して金属薄板面に沿う方向の両側にある両端部に、それぞれ枢支締結ボルト 4, 4 をもって第二保持部 3, 3 が回動自在に摺動して枢支締結ボルト 4, 4 の締結により第二保持部 3, 3 が固定される部位である一対の a 部 2 1 1, a 部 2 1 1 が設けられている。A 部材 2 1 の両端部に位置するこれら一対の a 部 2 1 1, a 部 2 1 1 は、2 本のブレースボルト 6, 6 に沿う 2 つの仮想平面のそれぞれに沿って配置される。

そして、A 部材 2 1 の両端部に設けられた一対の a 部 2 1 1, a 部 2 1 1 の外面側に、対応する第二保持部 3, 3 が枢支締結ボルト 4, 4 により回動自在に連結されている。各第二保持部 3 は、それぞれ、重ね合わされる 2 つの挟持部材である連結板部 3 1 と第二板部 3 2 とで構成されており、各枢支締結ボルト 4 及び各固定ボルト 3 3 を対応する各ブレースボルト 6 に直交する方向に締結することにより、各ブレースボルト 6 のそれぞれの軸方向に沿って、各連結板部 3 1 と各第二板部 3 2 の 2 部材の対向面間にて、面で押さえる状態で、対応する各ブレースボルト 6 を保持している。

### 3 被告製品 1 の 2 の構成の説明

被告製品 1 の 2 は、連結対象の吊ボルト 5 及びブレースボルト 6 のサイズ（外径）が異なることに対応した形状であるだけで、交差連結具 1 としての具体的構成は被告製品 1 の 1 と同一である。

### 4 被告製品 2 の 1 の構成の説明

図 4 に示すように、被告製品 2 の 1 は、吊設機器の揺れ止め用交差

連結具 1 であって、被告製品 1 の 1 と同様に、交差する 2 つの仮想平面の交線に沿う状態で配設される構造体から垂設されて吊設機器を吊り下げ支持する吊ボルト 5 と、吊ボルト 5 に対する交差姿勢で 2 つの仮想平面のそれぞれに沿って配置される 2 本のブレースボルト 6, 6 とを連結するものである。

この交差連結具 1 は、図 4 及び図 5 に示すように、吊ボルト 5 を保持する第一保持部 2 と、ブレースボルト 6, 6 を保持する一对の第二保持部 3, 3 とを備えている。一对の第二保持部 3, 3 は、枢支締結ボルト 4, 4 により、第一保持部 2 に対して回動自在に連結されている。また、各第二保持部 3 の挟持部材は、それぞれ、単一のループ状板部で構成されており、各枢支締結ボルト 4 を対応する各ブレースボルト 6 に直交する方向に締結することにより、各ブレースボルト 6 のそれぞれの軸方向に沿って、ループ状板部の各内面にて、面で押さえる状態で、対応する各ブレースボルト 6 を保持する。

その余の構成は、輪ゴムが 2 つ付されて販売されることがある以外、被告製品 1 の 1 と同一である。

すなわち、第一保持部 2 は、A 部材 2 1 と、この A 部材 2 1 に固定される第一保持板部 2 2 と、これらを締結固定する締結ボルト 2 3, 2 3 とを有して構成されている。A 部材 2 1 及び第一保持板部 2 2 は、いずれも、帯状の金属薄板を屈曲ないし湾曲させて形成されている。そして、A 部材 2 1 は、中央部分で全体として略直角をなすように屈曲された L 字状に形成されている。L 字状の A 部材 2 1 は、中央部分の屈曲部の内面において、部分的に吊ボルト 5 の外周に沿って、当該吊ボルト 5 を包囲している。第一保持板部 2 2 は、部分的に吊ボルト 5 の外周に沿って、当該吊ボルト 5 を包囲する包囲部 2 2 2 を有している。

A 部材 2 1 には、吊ボルト 5 を保持する中央部分に対して金属薄板面に沿う方向の両側にある両端部に、それぞれ a 部 2 1 1, a 部 2 1 1 が設けられている。A 部材 2 1 の両端部に設けられたこれら一对の a 部 2 1 1, a 部 2 1 1 は、2 本のブレースボルト 6, 6 に沿う 2 つの仮想平面のそれぞれに沿って配置される。

そして、A 部材 2 1 の両端部に設けられた一对の a 部 2 1 1, a 部

2 1 1 の外面側に、対応する第二保持部 3， 3 が枢支締結ボルト 4， 4 により回転自在に連結されている。

#### 5 被告製品 2 の 2 の構成の説明

被告製品 2 の 2 は、連結対象の吊ボルト 5 及びブレースボルト 6 のサイズ（外径）が異なることに対応した形状であるだけで、交差連結具 1 としての具体的構成は被告製品 2 の 1 と同一である。

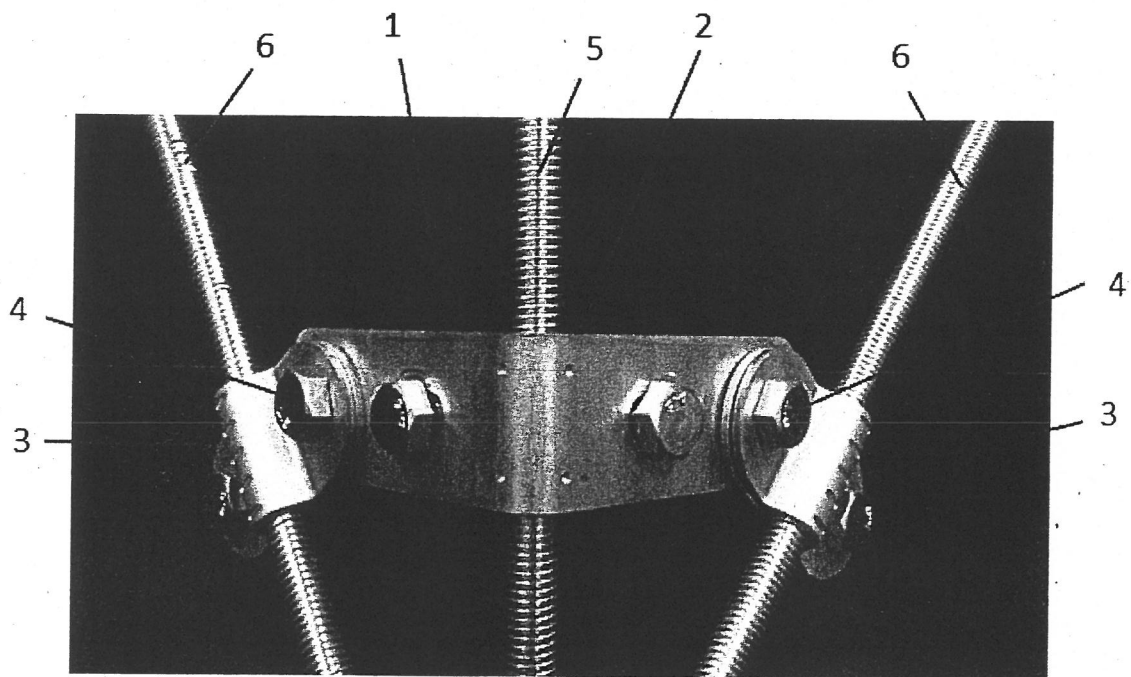


図1

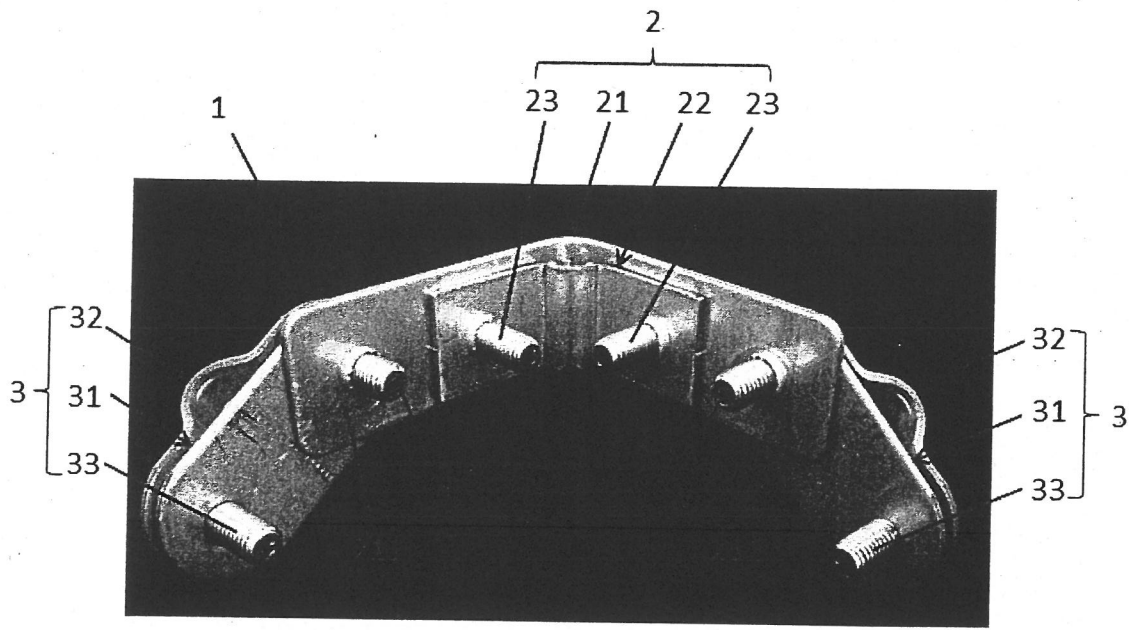


图2

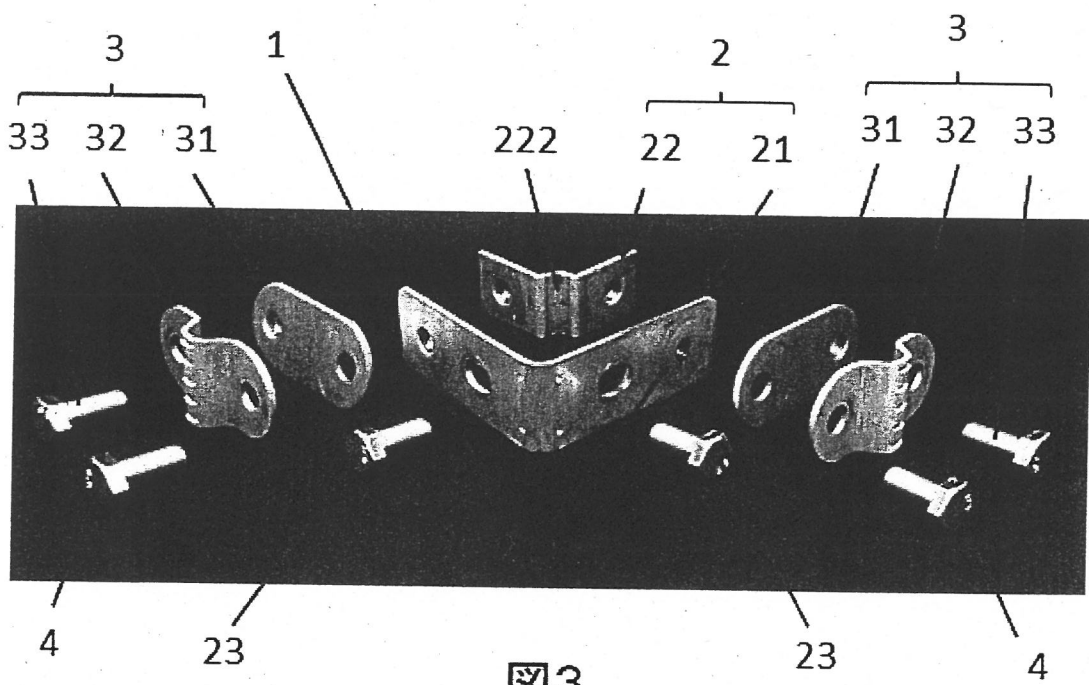


图3

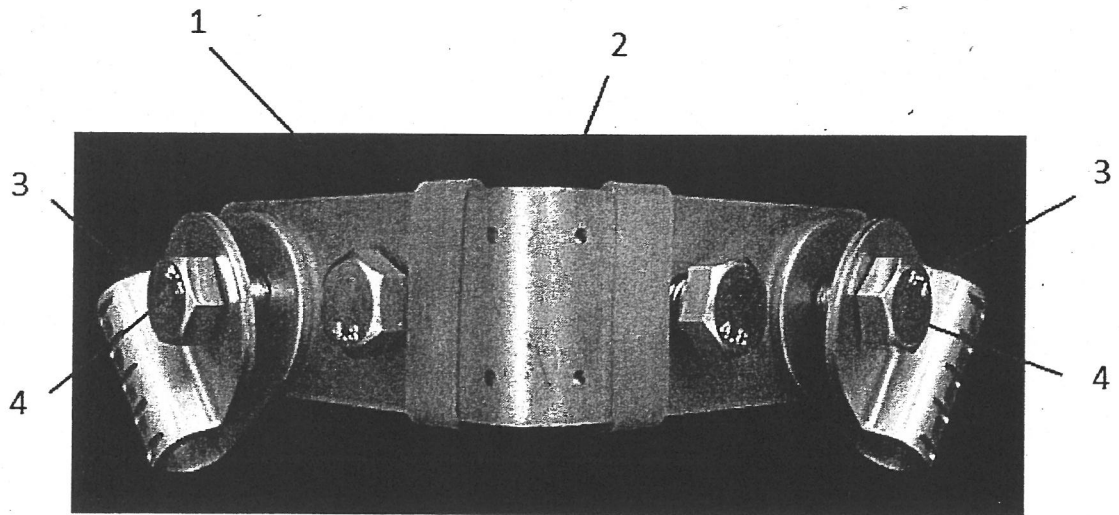


图4

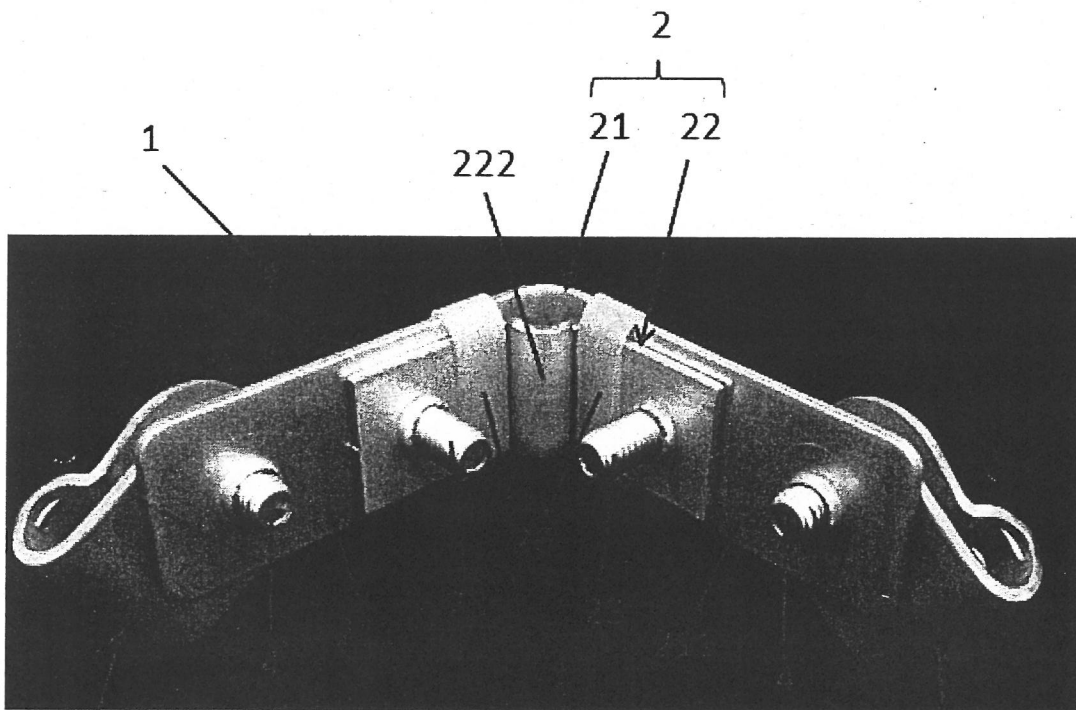


图5

特許公報につき添付省略